

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1) 個人住民税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの委託 委託事項 5 ② 委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	取扱者数の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2) 軽自動車税課税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ② 委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	取扱者数の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 固定資産税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ② 委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	取扱者数の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 2. 基本情報 ② 対象となる本人の数	2) 1万人以上10万人未満	2) 10万人以上100万人未満	事後	対象となる本人の数の変更。重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 2. 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性	・個人番号及びその他識別情報：対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報：以下のために保有。 ①納税義務者への督促状、催告書を送付するため、②本人への連絡等のため、③滞納者宅への訪問徴収、納税相談、滞納処分執行等のため ・地方税関係情報：各市税及び国民健康保険税の取滞納管理を行うために保有。 ・経過記録情報：納税者との相談内容や経過内容を記録するために保有。	・個人番号及びその他識別情報：対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報：以下のために保有。 ①納税義務者への督促状、催告書を送付するため、②本人への連絡等のため、③滞納者宅における納税勧奨、訪問、納税相談、滞納処分執行等のため ・地方税関係情報：各市税及び国民健康保険税の取滞納管理を行うために保有。 ・経過記録情報：納税者との相談内容や経過内容を記録するために保有。	事後	取扱いの変更。重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ② 入手方法	紙、庁内連携システム	紙、電子記録媒体（フラッシュメモリを除く）、 庁内連携システム、その他（eLTAX）	事後	入手方法の追加。重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ③ 委託先名	北日本コンピュータ株式会社	北日本コンピューターサービス株式会社	事後	社名変更。重要な変更には該当しない。

令和3年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4 ② 委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	取扱者数の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙1) 5. 特定個人情報の提供先 (番号法第9条第7号 別表第二に定める事務を行う者)	提供先 No.6 別表第二の項番 8 提供先 都道府県知事 提供先における用途 児童福祉法による里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 (特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	提供先 No.6 別表第二の項番 8 提供先 都道府県知事 提供先における用途 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 (特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙1) 5. 特定個人情報の提供先 (番号法第9条第7号 別表第二に定める事務を行う者)	提供先 No.39 別表第二の項番 71 提供先 厚生労働大臣又は都道府県知事 提供先における用途 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 (特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	提供先 No.39 別表第二の項番 71 提供先 厚生労働大臣又は都道府県知事 提供先における用途 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 (特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙1) 5. 特定個人情報の提供先 (番号法第9条第7号 別表第二に定める事務を行う者)	提供先 No.47 別表第二の項番 94 提供先 市町村長 提供先における用途 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 (特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	提供先 No.47 別表第二の項番 94 提供先 市町村長 提供先における用途 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 (特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙1) 5. 特定個人情報の提供先 (番号法第9条第7号 別表第二に定める事務を行う者)	提供先 No.52 別表第二の項番 106 提供先 独立行政法人日本学生支援機構 提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 (特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	提供先 No.52 別表第二の項番 106 提供先 独立行政法人日本学生支援機構 提供先における用途 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 (特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙1) 5. 特定個人情報の提供先 (番号法第9条第7号 別表第二に定める事務を行う者)	提供先 No.58 別表第二の項番 116 提供先 市町村長 提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 (特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	提供先 No.58 別表第二の項番 116 提供先 市町村長 提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 (特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移転先 番号法第9条第1項 別表第一に定める事務を行う所管課	移転先 No.6 別表第二の項番 15 移転先 (所管課) 社会福祉課 移転先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	移転先 No.6 別表第二の項番 15 移転先 (所管課) 社会福祉課 移転先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第一の主務省令一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移転先 番号法第9条第1項 別表第一に定める事務を行う所管課	移転先 No.8 別表第二の項番 30 移転先 (所管課) 国民健康保険課 移転先における用途 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号) による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	移転先 No.8 別表第二の項番 30 移転先 (所管課) 国民健康保険課 移転先における用途 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号) による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第一の主務省令一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。

令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移 転先 番号法第9条第1項 別 表第一に定める事務を行う所管 課	移転先 No.15 別表第二の項番 44 移転先(所管課) ども家庭支援センター 移転先における用途 母子及び寡婦福祉法による 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は 寡婦についての便宜の供与に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	移転先 No.15 別表第二の項番 44 移転先(所管課) ども家庭支援センター 移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福 祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養して いるもの又は寡婦についての便宜の供与に関する 事務であつて主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第一の主務省令 一部改正等に伴う変更になるた め、重要な変更該当しない。
令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移 転先 番号法第9条第1項 別 表第一に定める事務を行う所管 課	移転先 No.16 別表第二の項番 45 移転先(所管課) ども家庭支援センター 移転先における用途 母子及び寡婦福祉法による 給付金の支給に関する事務であつて主務省令で 定めるもの	移転先 No.16 別表第二の項番 45 移転先(所管課) ども家庭支援センター 移転先における用途 母子及び父子並びに寡婦福 祉法による給付金の支給に関する事務であつて主 務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第一の主務省令 一部改正等に伴う変更になるた め、重要な変更該当しない。
令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移 転先 番号法第9条第1項 別 表第一に定める事務を行う所管 課	移転先 No.19 別表第二の項番 49 移転先(所管課) 母子保健課 移転先における用途 母子保健法(昭和四十年法 律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問 指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交 付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児 の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に 要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務で あつて主務省令で定めるもの	移転先 No.19 別表第二の項番 49 移転先(所管課) 母子保健課 移転先における用途 母子保健法(昭和四十年法 律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問 指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交 付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児 の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に 要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括 支援センターの事業の実施に関する事務であつて 主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第一の主務省令 一部改正等に伴う変更になるた め、重要な変更該当しない。
令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移 転先 番号法第9条第1項 別 表第一に定める事務を行う所管 課	移転先 No.21 別表第二の項番 59 移転先(所管課) 国保年金課 移転先における用途 高齢者の医療の確保に関 する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料 の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるも の	移転先 No.21 別表第二の項番 59 移転先(所管課) 国保年金課 移転先における用途 高齢者の医療の確保に関 する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料 の徴収又は同法第二百二十五条第一項の高齢者保 健事業若しくは同法第五項の事業の実施に関する 事務であつて主務省令で定めるもの	事後	番号法及び別表第一の主務省令 一部改正等に伴う変更になるた め、重要な変更該当しない。
令和3年3月25日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移 転先 番号法第9条第1項 別 表第一に定める事務を行う所管 課	移転先 No.26 別表第二の項番 94 移転先(所管課) 保育幼稚園課 移転先における用途 子ども・子育て支援法(平 成二十四年法律第六十五号)による子どものため の教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て 支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で 定めるもの	移転先 No.26 別表第二の項番 94 移転先(所管課) 保育幼稚園課 移転先における用途 子ども・子育て支援法(平 成二十四年法律第六十五号)による子どものため の教育・保育給付若しくは子育てのための施設等 利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事 業の実施に関する事務であつて主務省令で定める もの	事後	番号法及び別表第一の主務省令 一部改正等に伴う変更になるた め、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	①基本情報 ②情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ③法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村 長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地 方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、 6、8、9、11、16、18、20、23、2 6、27、28、29、31、34、35、3 7、38、39、40、42、48、53、5 4、57、58、59、61、62、63、6 4、65、66、67、70、71、74、8 0、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、10 7、108、113、114、115、116、 117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」 の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収 に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる 者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個 人情報の提供を求めることができることとされて いる項(27項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村 長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地 方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、 6、8、9、11、16、18、20、23、2 6、27、28、29、30、31、34、3 5、37、38、39、40、42、48、5 3、54、57、58、59、61、62、6 3、64、65、66、67、70、71、7 4、80、84、85の2、87、91、92、 94、97、101、102、103、106、 107、108、113、114、115、11 6、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」 の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収 に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる 者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個 人情報の提供を求めることができることとされて いる項(27項)	事後	番号法及び別表第二主務省令の 一部改正に伴う規定の整備によ る変更になるため、重要な変更 に該当しない。

	<p>I 基本情報</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠 (続き)</p>	<p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日命令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の2、45、47、49、49条の2、51、53、54、55、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>: (20条)</p>	<p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年12月12日命令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39条の2、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の3、45、47、49、49条の2、51、53、54、55、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>: (20条)</p>	事後	番号法及び別表第二主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>(1) 個人住民税課税情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供・移転の有無</p>	<p>[○]提供を行っている (64) 件</p> <p>[○]移転を行っている (30) 件</p>	<p>[○]提供を行っている (66) 件</p> <p>[○]移転を行っている (35) 件</p>	事後	番号法及び別表第二の主務省令の一部改正等に伴う件数の変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>(1) 個人住民税課税情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先 1</p> <p>①法令上の根拠</p> <p>②提供先における用途</p>	<p>提供先 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1欄に掲げる者 (別紙1参照)</p> <p>①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二</p> <p>②提供先における用途 番号法第19条第7号 別表第二の第1欄に掲げる者 (別紙1参照)</p>	<p>提供先 1 番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に掲げる者 (別紙1参照)</p> <p>①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>②提供先における用途 番号法第19条第8号 別表第二の第1欄に掲げる者 (別紙1参照)</p>	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>(1) 個人住民税課税情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先 4</p> <p>①法令上の根拠</p>	<p>①法令上の根拠 番号法第19条第9号</p>	<p>①法令上の根拠 番号法第19条第10号</p>	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>(1) 個人住民税課税情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先 5</p> <p>①法令上の根拠</p>	<p>①法令上の根拠 番号法第19条第9号、地方税法第294条第3項</p>	<p>①法令上の根拠 番号法第19条第10号、地方税法第294条第3項</p>	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(2) 軽自動車税課税情報ファイル</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託の有無</p>	<p>委託する 3件</p>	<p>委託する 2件</p>	事後	委託終了に伴う変更となるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(2) 軽自動車税課税情報ファイル</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項 5</p>	<p>委託事項 3 税業務BPO運用業務</p> <p>①委託内容 窓口業務、税務資料の整理や入力業務等の内部事務を委託</p> <p>②委託先における取扱者数 10人以上50人未満</p> <p>③委託先名 ヒューマンリソシア株式会社</p> <p>④再委託の有無 再委託しない</p>	<p>削除</p>	事後	委託終了に伴う変更となるため、重要な変更には該当しない。

令和3年10月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名 (3) 固定資産税課税情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先 1</p> <p>①法令上の根拠</p>	①法令上の根拠 番号法第19条第9号	①法令上の根拠 番号法第19条第10号	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名 (5) 収納、滞納管理情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先 1</p> <p>①法令上の根拠</p>	①法令上の根拠 番号法第19条第9号	①法令上の根拠 番号法第19条第10号	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	個人住民税課税情報ファイル 別紙1) 5. 特定個人情報の提供先 表題	別紙1) 5. 特定個人情報の提供先(番号法第19条第7号 別表第二に定める事務を行う者)	別紙1) 5. 特定個人情報の提供先(番号法第19条第8号 別表第二に定める事務を行う者)	事前	番号法の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	個人住民税課税情報ファイル 別紙1) 5. 特定個人情報の提供先		<p>提供先No.17 別表第二の項番 30 提供先 社会福祉協議会 提供先における用途 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの</p>	事後	番号法の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	個人住民税課税情報ファイル 別紙1) 5. 特定個人情報の提供先		<p>提供先No.62 別表第二の項番 121 提供先 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等</p> <p>提供先における用途 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの</p>	事後	番号法の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	個人住民税課税情報ファイル 別紙1) 5. 特定個人情報の提供先	提供先No.17~60	提供先No.18~61	事前	番号法の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移転先	提供先No.6~7、8~11、12~26、27~31	提供先No.7~8、10~13、15~29、31~35	事後	番号法の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移転先	移転先No.1 移転先(所管課) 障がい福祉課	移転先No.1 移転先(所管課) 障がい福祉課、保育幼稚園課	事後	所管課の追加に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移転先	移転先No.3 移転先(所管課) 健康増進課、母子保健課	移転先No.3 移転先(所管課) 健康増進課、母子保健課、新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクト	事後	所管課の追加に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移転先		<p>移転先No.6 法別表第一の項番 14 移転先(所管課) 障がい福祉課</p> <p>移転先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	事後	所管課の追加に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。

令和3年10月1日	個人住民税課税情報ファイル別紙2) 5. 特定個人情報の移転先	移転先No.6 法別表第一の項番 15 移転先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	移転先No.7 法別表第一の項番 15 移転先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	個人住民税課税情報ファイル別紙2) 5. 特定個人情報の移転先		移転先No.9 法別表第一の項番 27 移転先(所管課) 学務課 移転先における用途 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	個人住民税課税情報ファイル別紙2) 5. 特定個人情報の移転先		移転先No.30 法別表第一の項番 100 移転先(所管課) 社会福祉課、こども課 移転先における用途 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【課税情報】	【課税情報】 宛名番号,年度分,算定団体コード,履歴連番,処理日,異動日,異動事由,異動事由補足,申告区分,徴収区,指定番号,整理番号,受給者番号,納税者番号,税務署連絡区分,警告エラー無視サイン,強制課税区分,手入力区分,前住地課税区分,賦課期日所在地コード, 所得 営業等,所得 営業(営業等内訳),所得 他事(営業等内訳),所得 漁業(営業等内訳),所得 農業,所得 肉用牛(免税・除外計),所得 肉用牛(免税売却価格),所得 不動産,所得 利子,所得 配当(配当控除適用分),所得 配当(配当控除適用無分),所得 配当(少額),所得 給与,所得 公的年金,所得 雑,所得 譲渡一時,所得 一時(2分の1前),所得 総合短期,所得 総合譲渡長期(2分の1前),所得 分離山林,所得 退職,所得 分離事業・雑,所得 分離短期,所得 分離短期軽減,所得 分離長期(一般),所得 分離長期(優良),所得 分離長期(居住),所得 分離有価証券,所得 分離有価証券(特例),所得 分離商品先物取引,所得 特控後 分離山林,所得 特控後 分離短期,所得 特控後 分離短期軽減,所得 特控後 分離長期(一般),所得 特控後 分離長期(優良),所得 特控後 分離長期(居住),所得 特控後 分離有価証券,所得 特控後 分離有価証券(特例)	【課税情報】 宛名番号,年度分,算定団体コード,履歴連番,処理日,異動日,異動事由,異動事由補足,申告区分,徴収区,指定番号,整理番号,受給者番号,納税者番号,税務署連絡区分,警告エラー無視サイン,強制課税区分,手入力区分,前住地課税区分,賦課期日所在地コード, 所得 営業等,所得 営業(営業等内訳),所得 他事(営業等内訳),所得 漁業(営業等内訳),所得 農業,所得 肉用牛(免税・除外計),所得 肉用牛(免税売却価格),所得 不動産,所得 利子,所得 配当(配当控除適用分),所得 配当(配当控除適用無分),所得 配当(少額),所得 給与,所得 公的年金,所得 雑,所得 譲渡一時,所得 一時(2分の1前),所得 総合短期,所得 総合譲渡長期(2分の1前),所得 分離山林,所得 退職,所得 分離事業・雑,所得 分離短期,所得 分離短期軽減,所得 分離長期(一般),所得 分離長期(優良),所得 分離長期(居住),所得 分離有価証券,所得 分離有価証券(特例),所得 分離商品先物取引,所得 特控後 分離山林,所得 特控後 分離短期,所得 特控後 分離短期軽減,所得 特控後 分離長期(一般),所得 特控後 分離長期(優良),所得 特控後 分離長期(居住),所得 特控後 分離有価証券,所得 特控後 分離有価証券(特例)	事後	地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和3年10月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【課税情報】(続き)	,合計所得金額,総所得金額,総所得金額等,純損失の金額,雑損失の金額,所得 分離商品先物取引繰越控除,専従者控除 配偶者,専従者控除 その他,平均課税(所得 前々年の変動所得),平均課税(所得 前年の変動所得),平均課税(所得 変動所得),平均課税(所得 臨時所得),特別控除一時,特別控除 総合譲渡,特別控除 短期,特別控除 短期軽減,特別控除 長期(一般),特別控除 長期(優良),特別控除 長期(居住),特別控除 山林,特別控除 有価証券,特別控除 有価証券(特例),給与収入(一般),給与収入(専従),給与(特定控除),公的年金収入 本人 特別障害,本人 その他障害,本人 高齢者,本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,本人 未成年,本人 夫あり,控除対象配偶者あり,控除対象配偶者あり(老人),配偶者所得,扶養 一般,扶養 特定,扶養 老人同居,扶養 老人合計,扶養 障害(特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障害(その他),青色申告区分,専従者 配偶者,専従者 その他,非課税所得区分1,非課税所得金額1,控除 雑損,控除 医療費,控除 社会保険料,控除 小規模企業共済等掛金,控除 生命保険料,控除 損害保険料,控除	,合計所得金額,総所得金額,総所得金額等,純損失の金額,雑損失の金額,所得 分離商品先物取引繰越控除,専従者控除 配偶者,専従者控除 その他,平均課税(所得 前々年の変動所得),平均課税(所得 前年の変動所得),平均課税(所得 変動所得),平均課税(所得 臨時所得),特別控除一時,特別控除 総合譲渡,特別控除 短期,特別控除 短期軽減,特別控除 長期(一般),特別控除 長期(優良),特別控除 長期(居住),特別控除 山林,特別控除 有価証券,特別控除 有価証券(特例),給与収入(一般),給与収入(専従),給与(特定控除),公的年金収入 本人 特別障害,本人 その他障害,本人 高齢者,本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,本人 未成年,本人 夫あり,控除対象配偶者あり,控除対象配偶者あり(老人),配偶者所得,扶養 一般,扶養 特定,扶養 老人同居,扶養 老人合計,扶養 障害(特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障害(その他),青色申告区分,専従者 配偶者,専従者 その他,非課税所得区分1,非課税所得金額1,控除 雑損,控除 医療費,控除 社会保険料,控除 小規模企業共済等掛金,控除 生命保険料,控除 損害保険料,控除	事後	地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。

<p>令和3年10月1日</p> <p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【課税情報】(続き)</p>	<p>寄付金,控除 配偶者特別,控除 配偶者,控除 本人,控除 扶養,控除 扶養障害,控除 基礎,旧・生命保険 支払額,旧・生命保険 個人年金支払額,損害保険 短期支払額,損害保険 長期支払額,所得控除 合計,退職 退職収入(現年課税分),退職 所得税用退職(前年源泉分),退職 勤続年数,退職 障害区分,所得税 控除 損害保険料,所得税 控除 生命保険料,所得税 控除 配偶者特別,所得税 控除 寄付金</p> <p>所得税 合計所得,所得税 所得控除計,所得税 その他税額控除,所得税 所得税額,計算値 合計所得金額,計算値 控除額合計,計算値 配当控除,計算値 特別減税額,計算値 所得税額,保育用所得税額,課税標準額 総合,課税標準額 総合(実計),課税標準額 肉用牛,課税標準額 山林,課税標準額 退職,課税標準額 事業・雑,課税標準額 短期,課税標準額 短期軽減,課税標準額 長期(一般),課税標準額 長期(優良),課税標準額 長期(居住),課税標準額 有価証券,課税標準額 有価証券(特例),課税標準額 商品先物取引,課税標準額 合計,市民税 総合,市民税 肉用牛,市民税 山林,市民税 退職,市民税 事業・雑,市民税</p>	<p>寄付金,控除 配偶者特別,控除 配偶者,控除 本人,控除 扶養,控除 扶養障害,控除 基礎,旧・生命保険 支払額,旧・生命保険 個人年金支払額,損害保険 短期支払額,損害保険 長期支払額,所得控除 合計,退職 退職収入(現年課税分),退職 所得税用退職(前年源泉分),退職 勤続年数,退職 障害区分,所得税 控除 損害保険料,所得税 控除 生命保険料,所得税 控除 配偶者特別,所得税 控除 寄付金</p> <p>所得税 合計所得,所得税 所得控除計,所得税 その他税額控除,所得税 所得税額,計算値 合計所得金額,計算値 控除額合計,計算値 配当控除,計算値 特別減税額,計算値 所得税額,保育用所得税額,課税標準額 総合,課税標準額 総合(実計),課税標準額 肉用牛,課税標準額 山林,課税標準額 退職,課税標準額 事業・雑,課税標準額 短期,課税標準額 短期軽減,課税標準額 長期(一般),課税標準額 長期(優良),課税標準額 長期(居住),課税標準額 有価証券,課税標準額 有価証券(特例),課税標準額 商品先物取引,課税標準額 合計,市民税 総合,市民税 肉用牛,市民税 山林,市民税 退職,市民税 事業・雑,市民税</p>	<p>事後</p>	<p>地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。</p>
<p>令和3年10月1日</p> <p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【課税情報】(続き)</p>	<p>短期,市民税 短期(軽減),市民税 長期(一般),市民税 長期(優良),市民税 長期(居住),市民税 有価証券,市民税 有価証券(特例),市民税 商品先物取引,市民税 合計,市民税 配当控除,市民税 外国税額控除,市民税 調整額,市民税 定率控除額,市民税 端数,市民税 所得割,市民税 減免額(所得割),市民税 均等割,市民税 減免額(均等割),県民税 総合,県民税 肉用牛,県民税 山林,県民税 退職,県民税 事業・雑,県民税 短期,県民税 短期軽減,県民税 長期(一般),県民税 長期(優良),県民税 長期(居住),県民税 有価証券,県民税 有価証券(特例),県民税 商品先物取引,県民税 合計,県民税 配当控除,県民税 外国税額控除,県民税 調整額,県民税 定率控除額,県民税 端数,県民税 所得割,県民税 減免額(所得割),県民税 均等割,県民税 減免額(均等割),差引年税額 収入 営業等,収入 営業(営業等内数),収入 漁業(営業等内数),収入 他事(営業等内数),収入 農業,収入 肉用牛,収入 不動産,収入 利子,収入 配当(配当控除適用分),収入 配当(配当控除適用無分),収入 配当(少額配当分),収入 雑,収入 一時,収入 総合譲渡短期,収入 総合譲渡長期,収入</p>	<p>短期,市民税 短期(軽減),市民税 長期(一般),市民税 長期(優良),市民税 長期(居住),市民税 有価証券,市民税 有価証券(特例),市民税 商品先物取引,市民税 合計,市民税 配当控除,市民税 外国税額控除,市民税 調整額,市民税 定率控除額,市民税 端数,市民税 所得割,市民税 減免額(所得割),市民税 均等割,市民税 減免額(均等割),県民税 総合,県民税 肉用牛,県民税 山林,県民税 退職,県民税 事業・雑,県民税 短期,県民税 短期軽減,県民税 長期(一般),県民税 長期(優良),県民税 長期(居住),県民税 有価証券,県民税 有価証券(特例),県民税 商品先物取引,県民税 合計,県民税 配当控除,県民税 外国税額控除,県民税 調整額,県民税 定率控除額,県民税 端数,県民税 所得割,県民税 減免額(所得割),県民税 均等割,県民税 減免額(均等割),差引年税額 収入 営業等,収入 営業(営業等内数),収入 漁業(営業等内数),収入 他事(営業等内数),収入 農業,収入 肉用牛,収入 不動産,収入 利子,収入 配当(配当控除適用分),収入 配当(配当控除適用無分),収入 配当(少額配当分),収入 雑,収入 一時,収入 総合譲渡短期,収入 総合譲渡長期,収入</p>	<p>事後</p>	<p>地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。</p>
<p>令和3年10月1日</p> <p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【課税情報】(続き)</p>	<p>分離事業・雑,収入 分離短期,収入 分離短期軽減,収入 分離長期(一般),収入 分離長期(優良),収入 分離長期(居住),収入 分離山林,収入 分離有価証券,収入 分離有価証券(特例),収入 商品先物,損益 経常所得,損益 分離短期,損益 分離短期軽減,損益 総合譲渡短期,損益 分離長期一般,損益 分離長期優良,損益 分離長期居住,損益 譲渡一時,損益 分離山林,損益 退職,国保 推定所得,国保 繰越損失,国保 繰越損失軽減用,特例適用条文長期,特例適用条文短期,特例適用条文予備,</p> <p>配当割額又は特定株式等譲渡割額,配当割額又は特定株式等譲渡割額の控除額(市町村),配当割額又は特定株式等譲渡割額の控除額(県),決裁区分,併徴元区分,転送区分,有価証券繰越損失,損益予備2,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛番号,更新端末番号,市民税 老年人非課税経過措置,県民税 老年人非課税経過措置,市民税 配当譲渡割控除不足額,県民税 配当譲渡割控除不足額,市民税 調整控除額,県民税 調整控除額,所得 分離長期(居住特例),分離長期(居住特例)の損失,異動事由2,異動事由3,非課税区分,収入 配当(私募証券),収入 配当(一般外貨建等証券),所得 配当(私募証券),所得 配当(一般外貨建等証券)</p>	<p>分離事業・雑,収入 分離短期,収入 分離短期軽減,収入 分離長期(一般),収入 分離長期(優良),収入 分離長期(居住),収入 分離山林,収入 分離有価証券,収入 分離有価証券(特例),収入 商品先物,損益 経常所得,損益 分離短期,損益 分離短期軽減,損益 総合譲渡短期,損益 分離長期一般,損益 分離長期優良,損益 分離長期居住,損益 譲渡一時,損益 分離山林,損益 退職,国保 推定所得,国保 繰越損失,国保 繰越損失軽減用,特例適用条文長期,特例適用条文短期,特例適用条文予備,</p> <p>配当割額又は特定株式等譲渡割額,配当割額又は特定株式等譲渡割額の控除額(市町村),配当割額又は特定株式等譲渡割額の控除額(県),決裁区分,併徴元区分,転送区分,有価証券繰越損失,損益予備2,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛番号,更新端末番号,市民税 老年人非課税経過措置,県民税 老年人非課税経過措置,市民税 配当譲渡割控除不足額,県民税 配当譲渡割控除不足額,市民税 調整控除額,県民税 調整控除額,所得 分離長期(居住特例),分離長期(居住特例)の損失,異動事由2,異動事由3,非課税区分,収入 配当(私募証券),収入 配当(一般外貨建等証券),所得 配当(私募証券),所得 配当(一般外貨建等証券)</p>	<p>事後</p>	<p>地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。</p>

令和3年10月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【課税情報】(続き)	,強制送付区分,所得税 外国税額控除,所得税 住宅ローン控除,資料番号,住宅控除見込額(入力値),税源移譲減額,市民税 住宅取得等特別控除,県民税 住宅取得等特別控除,市民税 税源移譲減額,県民税 税源移譲減額,翌年申告作成区分,住宅控除見込額(計算値),住宅控除可能額,外国税額,外国所得,外国所得税額,県・税源移譲減額,寄附金(都道府県・市区町村分),寄附金(共募・赤十字分),寄附金(市区町村条例指定分),寄附金(都道府県条例指定分),市民税 寄附金控除,県民税 寄附金控除,条約適用利子等所得額,条約適用配当等所得額,条約適用利子税率(%),条約適用配当税率(%),課税標準額 条約適用利子,課税標準額 条約適用配当,市民税 条約適用利子,	,強制送付区分,所得税 外国税額控除,所得税 住宅ローン控除,資料番号,住宅控除見込額(入力値),税源移譲減額,市民税 住宅取得等特別控除,県民税 住宅取得等特別控除,市民税 税源移譲減額,県民税 税源移譲減額,翌年申告作成区分,住宅控除見込額(計算値),住宅控除可能額,外国税額,外国所得,外国所得税額,県・税源移譲減額,寄附金(都道府県・市区町村分),寄附金(共募・赤十字分),寄附金(市区町村条例指定分),寄附金(都道府県条例指定分),市民税 寄附金控除,県民税 寄附金控除,条約適用利子等所得額,条約適用配当等所得額,条約適用利子税率(%),条約適用配当税率(%),課税標準額 条約適用利子,	事後	地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【課税情報】(続き)	所得税 課税標準額(入力値),所得税 税控前税額(入力値),所得税 配当控除(入力値),所得税 試験等控除(入力値),所得税 課税標準額(計算値),所得税 税控前税額(計算値),支払医療費,扶養 年少,新・生命保険 支払額,生命保険 介護医療支払額,新・生命保険 個人年金支払額,所得税 災害減免,所得税 復興特別(入力値),所得税 復興特別(計算値)	所得税 課税標準額(入力値),所得税 税控前税額(入力値),所得税 配当控除(入力値),所得税 試験等控除(入力値),所得税 課税標準額(計算値),所得税 税控前税額(計算値),支払医療費,扶養 年少,新・生命保険 支払額,生命保険 介護医療支払額,新・生命保険 個人年金支払額,所得税 災害減免,所得税 復興特別(入力値),所得税 復興特別(計算値),特定取得該当1,特定取得該当2,寄付金申告特例(都道府県・市区町村分),市民税寄附金申告特例控除,県民税申告特例控除,雑業務,収入雑業務,所得金額調整控除,所得金額調整控除区分,本人 ひとり親	事後	地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【公的年金支払報告書情報】	【公的年金支払報告書情報】 宛名番号,年度分,算定団体コード,バッチ連番,処理コード,資料番号,合算区分,入力区分,徴収区分,指定番号,パンチ生年月日,パンチ氏名カナ,年金収入,年金所得,源泉徴収税額,源泉徴収税額内未納,源泉徴収税額計算値,定率控除額,配偶者所得,配偶者特別控除,控除対象配偶者あり,控除対象配偶者あり(老人),本人 特別障害,本人 その他障害,本人 老年者,本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,扶養 特定,扶養 同居老親,扶養 老人合計,扶養 一般,扶養 障害(特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障害(その他),控除 社会保険料,算入強制区分,強制親区分,本人 夫あり,警告エラー無視サイン,エラー区分,エラー内容,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛番号,更新端末番号,転送区分,転送先コード,転送日,,特別徴収義務者コード,性別コード,氏名(漢字),郵便番号,住所(漢字),扶養 年少,	【公的年金支払報告書情報】 宛名番号,年度分,算定団体コード,バッチ連番,処理コード,資料番号,合算区分,入力区分,徴収区分,指定番号,パンチ生年月日,パンチ氏名カナ,年金収入,年金所得,源泉徴収税額,源泉徴収税額内未納,源泉徴収税額計算値,定率控除額,配偶者所得,配偶者特別控除,控除対象配偶者あり,控除対象配偶者あり(老人),本人 特別障害,本人 その他障害,本人 老年者,本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,扶養 特定,扶養 同居老親,扶養 老人合計,扶養 一般,扶養 障害(特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障害(その他),控除 社会保険料,算入強制区分,強制親区分,本人 夫あり,警告エラー無視サイン,エラー区分,エラー内容,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛番号,更新端末番号,転送区分,転送先コード,転送日,,特別徴収義務者コード,性別コード,氏名(漢字),郵便番号,住所(漢字),扶養 年少,本人 ひとり親	事後	地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和3年10月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【給与支払報告書情報】	【給与支払報告書情報】 宛名番号,年度分,算定団体コード,バッチ連番,処理コード,資料番号,合算区分,申告区分,徴収区分,指定番号,整理番号,受給者番号,パンチ氏名カナ,パンチ生年月日,専給区分,給与収入一般,給与収入専従,給与特定控除,給与所得,所得控除合計,源泉徴収税額,源泉徴収税額内未納,源泉徴収税額計算値,控除対象配偶者あり,控除対象配偶者あり(老人),配偶者特別控除,扶養 特定,扶養 同居老親,扶養 老人合計,扶養 一般,扶養 障害(特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障害(その他),控除 小規模企業共済等掛金,控除 社会保険料,控除 生命保険料,控除 損害保険料,控除 住宅取得特別,定率控除額,前職分給与,配偶者所得,旧・生命保険 個人年金支払額,損害保険 長期支払額,	【給与支払報告書情報】 宛名番号,年度分,算定団体コード,バッチ連番,処理コード,資料番号,合算区分,申告区分,徴収区分,指定番号,整理番号,受給者番号,パンチ氏名カナ,パンチ生年月日,専給区分,給与収入一般,給与収入専従,給与特定控除,給与所得,所得控除合計,源泉徴収税額,源泉徴収税額内未納,源泉徴収税額計算値,控除対象配偶者あり,控除対象配偶者あり(老人),配偶者特別控除,扶養 特定,扶養 同居老親,扶養 老人合計,扶養 一般,扶養 障害(特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障害(その他),控除 小規模企業共済等掛金,控除 社会保険料,控除 生命保険料,控除 損害保険料,控除 住宅取得特別,定率控除額,前職分給与,配偶者所得,旧・生命保険 個人年金支払額,損害保険 長期支払額,	事後	地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。



<p>令和3年10月1日</p>	<p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【給与支払報告書情報】(続き)</p>	<p>本人 夫あり,本人 未成年,乙欄 区分, 本人 特別障害,本人 その他障害,本人 高齢者, 本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,死亡退職, 災害者,外国人,就退職区分,就退職年月日,算入強制 区分,強制親区分,警告エラー無視サイン,併徴先判 定区分,エラー区分,エラー内容,作成日,更新日,更 新時間,更新職員宛番号,更新端末番号,国民年金 保険料等,転送区分,転送先コード,転送日,年調区 分,住宅取得等控除可能額,摘要,入力区分,特別徴収 義務者コード,性別コード(男子:1 女子:2), 氏名(漢字),郵便番号,住所(漢字),居住年月日 1(西暦),居住年月日2(西暦),住借用給報所得, 住借用給報控除,住借控除額(計算値),扶養 年少,旧・生命保険 支払額,新・生命保険 支払 額,生命保険 介護医療支払額,新・生命保険 個 人年金支払額)</p>	<p>本人 夫あり,本人 未成年,乙欄 区分, 本人 特別障害,本人 その他障害,本人 高齢者, 本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,死亡退職, 災害者,外国人,就退職区分,就退職年月日,算入強制 区分,強制親区分,警告エラー無視サイン,併徴先判 定区分,エラー区分,エラー内容,作成日,更新日,更 新時間,更新職員宛番号,更新端末番号,国民年金 保険料等,転送区分,転送先コード,転送日,年調区 分,住宅取得等控除可能額,摘要,入力区分,特別徴収 義務者コード,性別コード(男子:1 女子:2), 氏名(漢字),郵便番号,住所(漢字),居住年月日 1(西暦),居住年月日2(西暦),住借用給報所得, 住借用給報控除,住借控除額(計算値),扶養 年少,旧・生命保険 支払額,新・生命保険 支払 額,生命保険 介護医療支払額,新・生命保険 個 人年金支払額),特定取得該当1,特定取得該当2, 本人 ひとり親</p>	<p>事後</p>	<p>地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。</p>
<p>令和3年10月1日</p>	<p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【申告書情報】</p>	<p>【申告書情報】 宛番号,年度分,算定団体コード,バッチ連番,処理 コード,資料番号,合算区分,申告区分,徴収区分,指 定番号,整理番号,受給者番号,パンチ生年月日,パン チ氏名カナ,納税者番号,税務署連絡区分,警告エ ラー無視サイン,強制課税区分,手入力区分,所得 営業等,所得 営業(営業等内訳),所得 他事 (営業等内訳),所得 漁業(営業等内訳),所得 農業,所得 肉用牛(免税・免税外計),所得 肉用 牛(免税外計),所得 不動産,所得 利子,所得 配当(配当控除適用分),所得 配当(配当 控除適用無分),所得 配当(少額),所得 給与, 所得 公的年金,所得 雑,所得 譲渡一時,所得 一時(2分の1前),所得 総合短期,所得 総合 譲渡長期(2分の1前),所得 退職,所得 分離 山林,所得 分離事業・雑,所得 分離短期,所得 分離短期軽減,所得 分離長期(一般),所得 分 離長期(優良),所得 分離長期(居住),所得 分離有価証券,所得 分離有価証券(特例),所得 分離商品先物取引,合計所得金額,総所得金額,総所 得金額等,純損失の金額,雑損失の金額,所得 分離 商品先物取引繰越控除,専従者控除 配偶者,専従 者控除 その他,平均課税(所得 前々年の変動 所得),平均課税(所得 前年の変動所得),平均 課税(所得 変動所得),平均課税(所得 臨時 所得),</p>	<p>【申告書情報】 宛番号,年度分,算定団体コード,バッチ連番,処理 コード,資料番号,合算区分,申告区分,徴収区分,指 定番号,整理番号,受給者番号,パンチ生年月日,パン チ氏名カナ,納税者番号,税務署連絡区分,警告エ ラー無視サイン,強制課税区分,手入力区分,所得 営業等,所得 営業(営業等内訳),所得 他事 (営業等内訳),所得 漁業(営業等内訳),所得 農業,所得 肉用牛(免税・免税外計),所得 肉用 牛(免税外計),所得 不動産,所得 利子,所得 配当(配当控除適用分),所得 配当(配当 控除適用無分),所得 配当(少額),所得 給与, 所得 公的年金,所得 雑,所得 譲渡一時,所得 一時(2分の1前),所得 総合短期,所得 総合 譲渡長期(2分の1前),所得 退職,所得 分離 山林,所得 分離事業・雑,所得 分離短期,所得 分離短期軽減,所得 分離長期(一般),所得 分 離長期(優良),所得 分離長期(居住),所得 分離有価証券,所得 分離有価証券(特例),所得 分離商品先物取引,合計所得金額,総所得金額,総所 得金額等,純損失の金額,雑損失の金額,所得 分離 商品先物取引繰越控除,専従者控除 配偶者,専従 者控除 その他,平均課税(所得 前々年の変動 所得),平均課税(所得 前年の変動所得),平均 課税(所得 変動所得),平均課税(所得 臨時 所得),</p>	<p>事後</p>	<p>地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。</p>
<p>令和3年10月1日</p>	<p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【申告書情報】(続き)</p>	<p>特別控除 一時,特別控除 総合譲渡,特別控除 短期,特別控除 短期軽減,特別控除 長期(一 般),特別控除 長期(優良),特別控除 長期 (居住),特別控除 山林,特別控除 有価証券,特 別控除 有価証券(特例),給与収入(一般),給 与収入(専従),給与(特定控除),公的年金収入, 本人 特別障害,本人 その他障害,本人 高齢者, 本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,本人 未 成年,本人 夫あり,控除対象配偶者あり,控除対象 配偶者あり(老人),配偶者所得,扶養 一般,扶養 特定,扶養 老人同居,扶養 老人合計,扶養 障害 (特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障 害(その他),青色申告区分,専従者 配偶者,専従 者 その他,非課税所得区分1,非課税所得金額1, 控除 雑損,控除 医療費,控除 社会保険料,控除 小規模企業共済等掛金,控除 生命保険料,控除 損害保険料,控除 寄付金,控除 配偶者特別,控除 配偶者,控除 本人,控除 扶養,控除 障害(扶養 控除内数),控除 基礎,旧・生命保険 支払額, 旧・生命保険払額,損害保険 長期支払額,所得控除 合計,退職 退職収入(現年課税分),退職 所得 税用退職(前年源泉分),退職 勤続年数,退職 障害区分,所得税 控除 損害保険料,所得税 控 除 生命保険料,所得税 控除 配偶者特別,所得 税 控除 寄付金</p>	<p>特別控除 一時,特別控除 総合譲渡,特別控除 短期,特別控除 短期軽減,特別控除 長期(一 般),特別控除 長期(優良),特別控除 長期 (居住),特別控除 山林,特別控除 有価証券,特 別控除 有価証券(特例),給与収入(一般),給 与収入(専従),給与(特定控除),公的年金収入, 本人 特別障害,本人 その他障害,本人 高齢者, 本人 寡婦,本人 寡夫,本人 勤労学生,本人 未 成年,本人 夫あり,控除対象配偶者あり,控除対象 配偶者あり(老人),配偶者所得,扶養 一般,扶養 特定,扶養 老人同居,扶養 老人合計,扶養 障害 (特別同居),扶養 障害(特別合計),扶養 障 害(その他),青色申告区分,専従者 配偶者,専従 者 その他,非課税所得区分1,非課税所得金額1, 控除 雑損,控除 医療費,控除 社会保険料,控除 小規模企業共済等掛金,控除 生命保険料,控除 損害保険料,控除 寄付金,控除 配偶者特別,控除 配偶者,控除 本人,控除 扶養,控除 障害(扶養 控除内数),控除 基礎,旧・生命保険 支払額, 旧・生命保険払額,損害保険 長期支払額,所得控除 合計,退職 退職収入(現年課税分),退職 所得 税用退職(前年源泉分),退職 勤続年数,退職 障害区分,所得税 控除 損害保険料,所得税 控 除 生命保険料,所得税 控除 配偶者特別,所得 税 控除 寄付金</p>	<p>事後</p>	<p>地方税法の改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。</p>

<p>令和3年10月1日</p>	<p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【申告書情報】(続き)</p>	<p>所得税 合計所得,所得税 所得控除計,所得税 その他税額控除,所得税 所得税額,計算値 合計 所得金額,計算値 控除額合計,計算値 配当控除, 計算値 特別減税額,計算値 所得税額,収入 営 業等,収入 営業(営業等内数),収入 漁業(営 業等内数),収入 他事(営業等内数),収入 農 業,収入 肉用牛,収入 不動産,収入 利子,収入 配当(配当控除適用分),収入 配当(配当控除 適用無分),収入 配当(少額配当分),収入 雑, 収入 一時,収入 総合譲渡短期,収入 総合譲渡 長期,収入 分離事業・雑,収入 分離短期,収入 分離短期軽減,収入 分離長期(一般),収入 分 離長期(優良),収入 分離長期(居住),収入 分離山林,収入 分離有価証券,収入 分離有価証 券(特例),収入 分離商品先物,特例摘要条文長 期,特例摘要条文短期,特例摘要条文予備,エラー区 分,エラー内容,作成日,更新日,更新時間,更新職員 宛名番号,更新端末番号,配当・譲渡割額,株式譲渡 の損失,併徴先判定区分,転送区分,転送先コード,転 送日,所得 分離長期(居住特例),分離長期(居 住特例)の損失,収入 配当(私募証券),収入 配当(一般外貨建等証券),所得 配当(私募証 券),所得 配当(一般外貨建等証券),所得税 外国税額控除,</p>	<p>所得税 合計所得,所得税 所得控除計,所得税 その他税額控除,所得税 所得税額,計算値 合計 所得金額,計算値 控除額合計,計算値 配当控除, 計算値 特別減税額,計算値 所得税額,収入 営 業等,収入 営業(営業等内数),収入 漁業(営 業等内数),収入 他事(営業等内数),収入 農 業,収入 肉用牛,収入 不動産,収入 利子,収入 配当(配当控除適用分),収入 配当(配当控除 適用無分),収入 配当(少額配当分),収入 雑, 収入 一時,収入 総合譲渡短期,収入 総合譲渡 長期,収入 分離事業・雑,収入 分離短期,収入 分離短期軽減,収入 分離長期(一般),収入 分 離長期(優良),収入 分離長期(居住),収入 分離山林,収入 分離有価証券,収入 分離有価証 券(特例),収入 分離商品先物,特例摘要条文長 期,特例摘要条文短期,特例摘要条文予備,エラー区 分,エラー内容,作成日,更新日,更新時間,更新職員 宛名番号,更新端末番号,配当・譲渡割額,株式譲渡 の損失,併徴先判定区分,転送区分,転送先コード,転 送日,所得 分離長期(居住特例),分離長期(居 住特例)の損失,収入 配当(私募証券),収入 配当(一般外貨建等証券),所得 配当(私募証 券),所得 配当(一般外貨建等証券),所得税 外国税額控除,</p>	<p>事後</p>	<p>地方税法の改正等に伴う変更にな るため、重要な変更該当し ない。</p>
<p>令和3年10月1日</p>	<p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 個人住民税課税情報ファイル 【申告書情報】(続き)</p>	<p>所得税 住宅ローン控除,住宅控除見込額(入力 値),翌年申告作成区分,住宅控除見込額(計算 値),住宅控除可能額,特普区分,寄附金(都道府 県・市区町村分),寄附金(共募・赤十字分),寄 附金(市区町村条例指定分),寄附金(都道府県 条例指定分),配当割額,株譲渡割額,収入 上場株 式配当,所得 上場株式配当,損失 上場株式配当, 居住年月日1(西暦),居住年月日2(西暦),所 得税 課税標準額(入力値),所得税 税控前税 額(入力値),所得税 配当控除(入力値),所得 税 試験等控除(入力値),所得税 課税標準額 (計算値),所得税 税控前税額(計算値),支払 医療費,国税連携データ取込日,国税連携データ取 込日毎の連番,イメージ取込日,イメージ連番,利用 者識別番号,算入強制区分,二表入力状況,二表入力 状況詳細,二表入力要否,二表入力日,二表入力職員 番号,受付番号,バッチ番号,異動年月日,連絡デー タ作成年月日,帳票番号,パンチ氏名漢字,資料区分,扶 養 年少,新・生命保険 支払額,生命保険 介護 医療支払額,新・生命保険 個人年金支払額,所得 税 災害減免,所得税 復興特別(入力値),所得 税 復興特別(計算値)</p>	<p>所得税 住宅ローン控除,住宅控除見込額(入力 値),翌年申告作成区分,住宅控除見込額(計算 値),住宅控除可能額,特普区分,寄附金(都道府 県・市区町村分),寄附金(共募・赤十字分),寄 附金(市区町村条例指定分),寄附金(都道府県 条例指定分),配当割額,株譲渡割額,収入 上場株 式配当,所得 上場株式配当,損失 上場株式配当, 居住年月日1(西暦),居住年月日2(西暦),所 得税 課税標準額(入力値),所得税 税控前税 額(入力値),所得税 配当控除(入力値),所得 税 試験等控除(入力値),所得税 課税標準額 (計算値),所得税 税控前税額(計算値),支払 医療費,国税連携データ取込日,国税連携データ取 込日毎の連番,イメージ取込日,イメージ連番,利用 者識別番号,算入強制区分,二表入力状況,二表入力 状況詳細,二表入力要否,二表入力日,二表入力職員 番号,受付番号,バッチ番号,異動年月日,連絡デー タ作成年月日,帳票番号,パンチ氏名漢字,資料区分,扶 養 年少,新・生命保険 支払額,生命保険 介護 医療支払額,新・生命保険 個人年金支払額,所得 税 災害減免,所得税 復興特別(入力値),所得 税 復興特別(計算値),特定取得該当1,特定取 得該当2 寄附金申告特例(都道府県・市区町村 分),雑業務,収入雑業務,所得金額調整控除,所得金 額調整控除区分,本人 ひとり親</p>	<p>事後</p>	<p>地方税法の改正等に伴う変更にな るため、重要な変更該当し ない。</p>
<p>令和4年12月28日</p>	<p>基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容【収納・滞納管理】</p>	<p>①収納に関する事務 徴収簿の作成 督促状や催告書の発送 滞納者から徴収を促すための連絡、納税相 談、訪問等 不納欠損対象の把握、決定 口座振替の登録 ②滞納処分の執行に係る手続き及び執行 滞納者に関する実態調査 執行機関への滞納処分に係る通知等 換価に係る手続(公売等) 滞納処分の執行 ③納税に係る証明書の発行 ④過誤納金の還付に係る事務</p>	<p>①収納に関する事務 徴収簿の作成 督促状や催告書の発送 滞納者から徴収を促すための連絡、納税相 談、訪問等 不納欠損対象の把握、決定 口座振替の登録 ②滞納処分の執行に係る手続き及び執行 滞納者に関する実態調査 執行機関への滞納処分に係る通知等 換価に係る手続(公売等) 滞納処分の執行 ③納税に係る証明書の発行 ④過誤納金の還付に係る事務 ⑤過誤納金の還付に関して納税者から公金受取 口座での還付金受取意思表示があった場合は、情 報提供ネットワークシステムを介して口座登録・ 連携ファイル関係情報を取得</p>	<p>事前</p>	<p></p>

令和4年12月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12		①システムの名称 口座情報登録・連携システム ②システムの機能 口座登録法に基づく公金受取口座の登録等に関する事務及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する事務 ③他のシステムとの接続 情報提供ネットワークシステム、その他（中間サーバーGW、中間サーバー）	事前	
令和4年12月28日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表一 16の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める事 務を定める命令（平成26年9月10日命令第5号） 第16条	番号法第9条第1項 別表一 16の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める事 務を定める命令（平成26年9月10日命令第5号） 第16条 番号法第19条第2号 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2 項、9条	事前	
令和4年12月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：別表二の第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者（情報提供者）に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項（27項）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：別表二の第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者（情報提供者）に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項（27項）	事前	番号法の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和4年12月28日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠（続き）	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日命令第7号） （別表第二における情報提供の根拠） ：（1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39条の2、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の3、45、47、49、49条の2、51、53、54、55、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4） （別表第二における情報照会の根拠） ：（20条）	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日命令第7号） （別表第二における情報提供の根拠） ：（1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39条の2、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の5、45、47、49、49条の2、51、53、54、55、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4） （別表第二における情報照会の根拠） ：（20条）	事前	番号法の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和4年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 国民健康保険税情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・識別情報 個人番号、その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報 ・業務関係情報 地方税関係情報、年金関係情報	・識別情報 個人番号、その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報 ・業務関係情報 地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報、その他（経過記録情報、公金受取口座情報）	事後	【公金受取口座情報の追加（事前）】 令和5年1月より公金受取口座の本格運用が開始されることを踏まえた変更。 【医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、その他（経過記録情報）の追加（事後）】 情報の保有開始当初から記録していた項目であったが、報告が漏れていたもの。重要な項目の変更にあたるため、再評価を実施する。

令和4年12月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 国民健康保険税情報ファイル</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目</p> <p>その妥当性</p>	<p>・個人番号及びその他識別情報 : 対象者を正確に特定するために保有。</p> <p>・4情報、連絡先およびその他住民票関係情報 : ①国民健康保険資格取得対象者を把握するため、②納入義務者への納入通知書を送付するため、③本人への連絡等のため、④死亡・転出等の異動による資格異動を確認するため、⑤賦課に必要な基準日時点の世帯員を把握するために保有。</p> <p>・地方税関係情報 : 国民健康保険税額算定を行うために保有。</p> <p>・年金関係情報 : 国民健康保険税の特別徴収を行うために保有。</p>	<p>・個人番号及びその他識別情報 : 対象者を正確に特定するために保有。</p> <p>・4情報、連絡先およびその他住民票関係情報 : ①国民健康保険資格取得対象者を把握するため、②納入義務者への納入通知書を送付するため、③本人への連絡等のため、④死亡・転出等の異動による資格異動を確認するため、⑤賦課に必要な基準日時点の世帯員を把握するために保有。</p> <p>・地方税関係情報 : 国民健康保険税額算定を行うために保有。</p> <p>・医療保険関係情報 : 国民健康保険税額算定を行うために保有。</p> <p>・生活保護・社会福祉関係情報 : 国民健康保険税額算定を行うために保有。</p> <p>・介護・高齢者福祉関係情報 : 国民健康保険税の特別徴収を行うために保有。</p> <p>・年金関係情報 : 国民健康保険税の特別徴収を行うために保有。</p> <p>・雇用・労働関係情報 : 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減を行うために保有。</p> <p>・その他(経過記録情報) : 納税者との相談内容や経過内容を記録するために保有。</p> <p>・その他(公金受取口座情報) : 公金受取口座を利用した国民健康保険税の還付手続きのために保有。</p>	事後	<p>【公金受取口座情報の追加(事前)】</p> <p>令和5年1月より公金受取口座の本格運用が開始されることを踏まえた変更。</p> <p>【医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、その他(経過記録情報)の追加(事後)】</p> <p>情報の保有開始当初から記録していた項目であったが、報告が漏れていたもの。</p>
令和4年12月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 国民健康保険税情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>①入手元※</p>	<p>評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課)、行政機関・独立行政法人等(厚生労働省)、地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村)</p>	<p>本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(市民課、市民税課、収税課、社会福祉課、介護保険課)、行政機関・独立行政法人等(厚生労働省、日本年金機構、デジタル庁)、地方公共団体・地方独立行政法人(他市区町村)</p>	事後	<p>【行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)の追加(事前)】</p> <p>令和5年1月より公金受取口座の本格運用が開始されることを踏まえた変更。</p> <p>【本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署(収税課、社会福祉課、介護保険課)、行政機関・独立行政法人等(日本年金機構)の追加(事後)】</p> <p>情報の保有開始当初から記録していた項目であったが、報告が漏れていたもの。重要な項目の変更に当たるため、再評価を実施する。</p>
令和4年12月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 国民健康保険税情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤使用方法</p>	<p>①賦課徴収に関する事務</p> <p>・国民健康保険税を算定し、国民健康保険税の賦課徴収を行う。</p> <p>・年金特徴の実施が可能である場合、金額を決定して、年金保険者に通知する。</p> <p>・納入通知書を送信し、国民健康保険税の通知を行う。</p> <p>②証明書発行に関する事務</p> <p>・被保険者に対し各種証明書の発行を行う。</p>	<p>①賦課徴収に関する事務</p> <p>・国民健康保険税を算定し、国民健康保険税の賦課徴収を行う。</p> <p>・年金特徴の実施が可能である場合、金額を決定して、年金保険者に通知する。</p> <p>・納入通知書を送信し、国民健康保険税の通知を行う。</p> <p>②証明書発行に関する事務</p> <p>・被保険者に対し各種証明書の発行を行う。</p> <p>③公金受取口座に関する事務</p> <p>・公金受取口座を利用し国民健康保険税の還付を行う。</p>	事前	<p>令和5年1月より公金受取口座の本格運用が開始されることを踏まえた変更。</p>
令和4年12月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(5) 収納、滞納管理情報ファイル</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目</p> <p>主な記録項目</p>	<p>・識別情報</p> <p>個人番号、その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報</p> <p>4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p>地方税関係情報、その他(経過記録情報)</p>	<p>・識別情報</p> <p>個人番号、その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報</p> <p>4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p>地方税関係情報、その他(経過記録情報、公金口座受取情報)</p>	事前	

令和4年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号及びその他識別情報：対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報：以下のために保有。 ①納税義務者への督促状、催告書を送付するため、②本人への連絡等のため、③滞納者宅への訪問徴収、納税相談、滞納処分執行等のため ・地方税関係情報：各市税及び国民健康保険税の取滞納管理を行うために保有。 ・経過記録情報：納税者との相談内容や経過内容を記録するために保有。	・個人番号及びその他識別情報：対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報：以下のために保有。 ①納税義務者への督促状、催告書を送付するため、②本人への連絡等のため、③滞納者宅への訪問徴収、納税相談、滞納処分執行等のため ・地方税関係情報：各市税及び国民健康保険税の取滞納管理を行うために保有。 ・経過記録情報：納税者との相談内容や経過内容を記録するために保有。 ・その他（公金受取口座情報）：公金受取口座を利用した市税の還付手続きのために保有。	事前	
令和4年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課、固定資産税課、国保年金課）、地方公共団体・地方独立行政法人（他市区町村）	本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課、固定資産税課、国保年金課）、行政機関・独立行政法人等（デジタル庁）、地方公共団体・地方独立行政法人（他市区町村）	事前	
令和4年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 (5) 収納、滞納管理情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	①徴収に関する事務 ・市税及び国民健康保険税の徴収簿より調定に対する収納状況を把握し、滞納者へ滞納税額、延滞金の徴収を行う。 ・滞納者の実態、保有する各財産等（不動産、預貯金、保険、年金、その他動産、所得・収入、その他生活の状況に関する情報）を調査する。 ②督促状（催告書）の発送 ・滞納整理、滞納処分に向け、督促状（催告書）を発送する。 ③納税相談（納税猶予） ・滞納者に対する納税相談、納税猶予に係る各種申請により、分割納付、延滞金の減免等の措置について審査、決定する。 ・適宜、猶予、その他滞納整理に関する経過を記事に記録する。 ④滞納処分の執行に係る手続き及び執行 ・差押書等の滞納処分に関連する通知書の送付、その他滞納処分の執行に係る手続きを行う。また執行する。	①徴収に関する事務 ・市税及び国民健康保険税の徴収簿より調定に対する収納状況を把握し、滞納者へ滞納税額、延滞金の徴収を行う。 ・滞納者の実態、保有する各財産等（不動産、預貯金、保険、年金、その他動産、所得・収入、その他生活の状況に関する情報）を調査する。 ②督促状（催告書）の発送 ・滞納整理、滞納処分に向け、督促状（催告書）を発送する。 ③納税相談（納税猶予） ・滞納者に対する納税相談、納税猶予に係る各種申請により、分割納付、延滞金の減免等の措置について審査、決定する。 ・適宜、猶予、その他滞納整理に関する経過を記事に記録する。 ④滞納処分の執行に係る手続き及び執行 ・差押書等の滞納処分に関連する通知書の送付、その他滞納処分の執行に係る手続きを行う。また執行する。 ⑤公金受取口座に関する事務 ・公金受取口座を利用し市税の還付を行う。	事前	
令和4年12月28日	V 評価実施手続 ①実施日	令和2年1月31日	令和4年10月31日	事後	評価の再実施
令和4年12月28日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移転先	移転先No.3 移転先（所管課） 健康増進課 母子保健課 新型コロナウイルス ワクチン接種プロジェクト	移転先No.3 移転先（所管課） 健康増進課 母子保健課	事後	組織変更によるものになるため、重要な変更には該当しない。
令和4年12月28日	個人住民税課税情報ファイル 別紙2) 5. 特定個人情報の移転先	移転先No.30 法別表第一の項番 100	移転先No.30 法別表第一の項番 101	事後	番号法の一部改正等に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和5年11月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	TOPPANエッジ株式会社	事後	社名変更。重要な変更には該当しない。
令和5年11月22日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年1月31日	令和5年10月20日	事後	評価の再実施